

大学評価・IR 担当者集会 2018

日時：平成30年8月24日（金）13時37分～13時52分

会場：九州工業大学戸畑キャンパス

イノベーション推進機構 3階 305教室

# 大学への調査は“負担”か？“説明責任”か？ - A 大学における調査対応の実態把握 -

- 藤原 僚平（福岡大学）
- 齋藤 涉（東北学院大学）
- 上畠 洋佑（愛媛大学）

# 本日の発表内容

1. これまでの研究の整理
2. 本研究の目的
3. A大学における調査対応の実態分析
  - (1) 分析方法
  - (2) 分析結果
4. 考察
5. 今後の課題と提案

# 1. これまでの研究の整理

本研究のきっかけ（藤原ほか，2018）

- （1）各種調査に対する大学内の負担や不満
- （2）大学ポータルサイトの活用への疑義

→各調査間で重複する質問項目（以下「共通項目」）と大学の情報公開の在り方を再検討し、大学組織内での調査への回答の効率化や各調査間での共有可能性への提言することができないかと考えたことがきっかけである。

# 1. これまでの研究の整理

## 前回の研究結果（藤原ほか，2018）

- (1) 1大学ではあるが、調査業務に関するプロセス、調査回答期限、調査時期の重複等の観点から **マスコミによる調査が大学に負担をかけている** という現状が明らかとなった。
- (2) マスコミ4社が実施する調査項目を比較分析した結果「共通項目」が多く存在することが明らかとなった。  
例えば **学校基本調査や大学ポートレートの一部の「共通項目」をマスコミ4社が大学へ調査を実施せずに参照することは可能** である。  
(ただし、退学や国際化などの情報はこれらに含まれていない。)

## 2. 本研究の目的

### 研究の課題と本研究目的との対応関係

- (1) 大学における調査の現状把握を詳らかにする。  
→ A 大学（収容定員8,000人以上の大規模私立大学）が2015年に受けた実際の調査依頼から、外部機関が大学を対象に実施する**調査の件数や対応状況等を可視化**し、大学への調査の実態を明らかにする。
- (2) 大学の調査「負担」とは何かを明確に定義した上で「負担」を明らかにする必要がある。（前回の課題）  
→ 本研究では**「調査の件数」「調査業務の繁忙期」「部署別の依頼件数」という3つの観点から「負担」の可視化**を試みる。

# 3. A大学における調査対応の実態分析

## (1) 分析方法

### 1) A大学における調査件数の分析

- ・ A大学への外部機関からの調査を調査主体別の件数を単純集計し、浅田（2011:p11）と比較し分析する。

### 2) 調査業務の繁忙期の分析

- ・ 調査にかかる期間をガントチャート※を使って整理する。
- ・ 1日ごとの調査数を整理し、月別の箱ひげ図を作成して分析する。

### 3) 依頼元別の調査時期の分析

### 4) 依頼元別の調査回答業務の負担分析

- ・ A大学における学内の部署への依頼部署数を依頼元に集計し分析する。

### 5) 部署別の依頼件数の分析

- ・ A大学において学内諸部署に回答依頼した件数を部署別に単純集計し、部署別の依頼件数を整理・分析する。

### 6) 教務、入試への依頼状況分析

# 3. A大学における調査対応の実態分析

## 1) A大学における調査件数の分析

表1 調査主体別の内訳

	浅田 (2011)	A大学
官公庁	53	68
出版社・進学情報事業者	64	22
大学団体等	15	19
マスコミ	12	8
予備校	8	2
その他		35
合計	152	154

調査主体の分類項目は浅田 (2011:11) に基づいて、本研究者 (藤原・斎藤) が共同で分類した。

どの調査主体がどの分類項目に当てはまるかは、参考資料 1 を参照願う。

なお、A大学における調査数は大学部門での調査であり、設置校全般に及ぶ調査は法人主管となるため含んでいない。

# 3. A大学における調査対応の実態分析

## 2) 調査業務の繁忙期の分析の手続きについて

調査業務の繁忙期と調査対応の期間の関係性を明らかにするために、調査にかかる期間をガントチャートを使って整理した。

整理した際のルールは次のとおりである。

- ①調査にかかる時期の始期は外部機関の文書発年月日、終期はその回答締切日とした。
- ②文書発年月日の日付が月のみであったり、未記載のものは、A大学の調査回答とりまとめ課（依頼文書受付課）が学内関係部署に回答を依頼した学内依頼日をその始期とし、終期を①と同じ外部機関の回答締切日とした。
- ③期間の表示がないものは、事前にメールでの依頼があったもので、且つ文書発年月日より前に締切が設定されていた1件と大学側が回答しないと判断した未回答1件である。



# 3. A大学における調査対応の実態分析

## 2) 調査業務の繁忙期の分析

ここには日付が入っており、  
始期と終期の期間を色付けしている。

当日配布資料  
(参考資料 1)

# 3. A大学における調査対応の実態分析

## 2) 調査業務の繁忙期の分析

前頁のガントチャートの調査件数を日付毎に集計し、月別に箱ひげ図（図1）を作成した。その結果、調査依頼件数が多いのは9月であることがわかった。

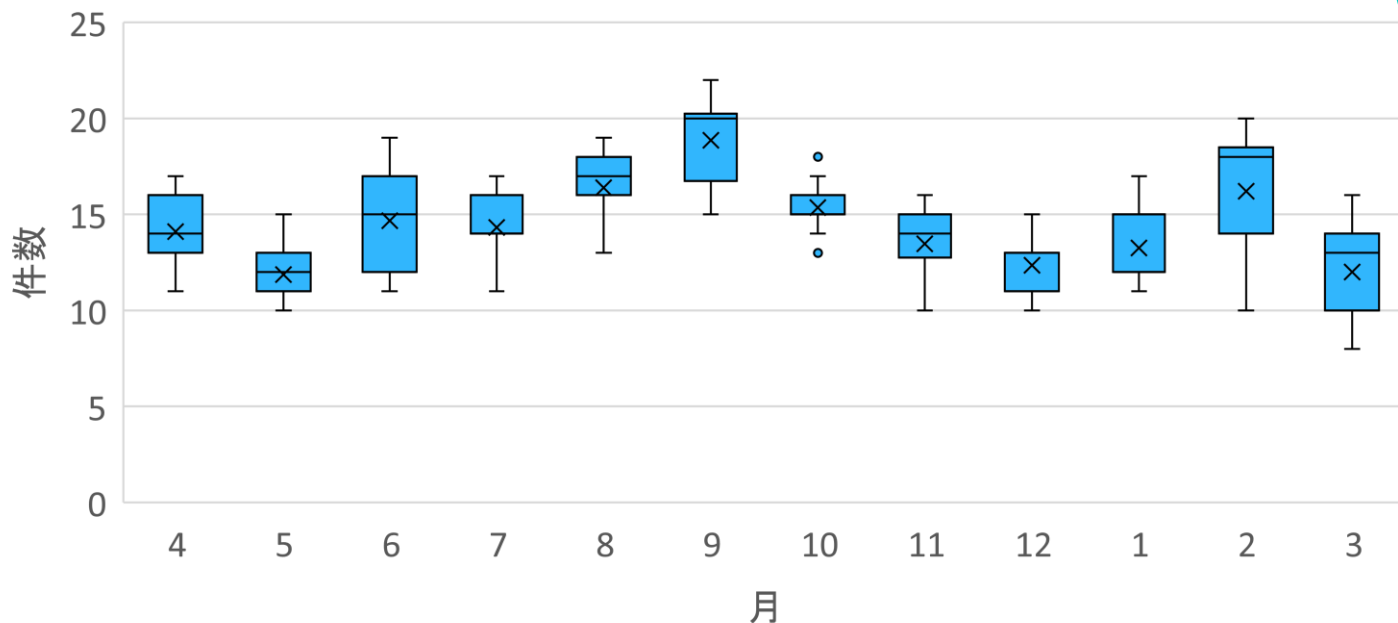


図1 調査件数の月別箱ひげ図

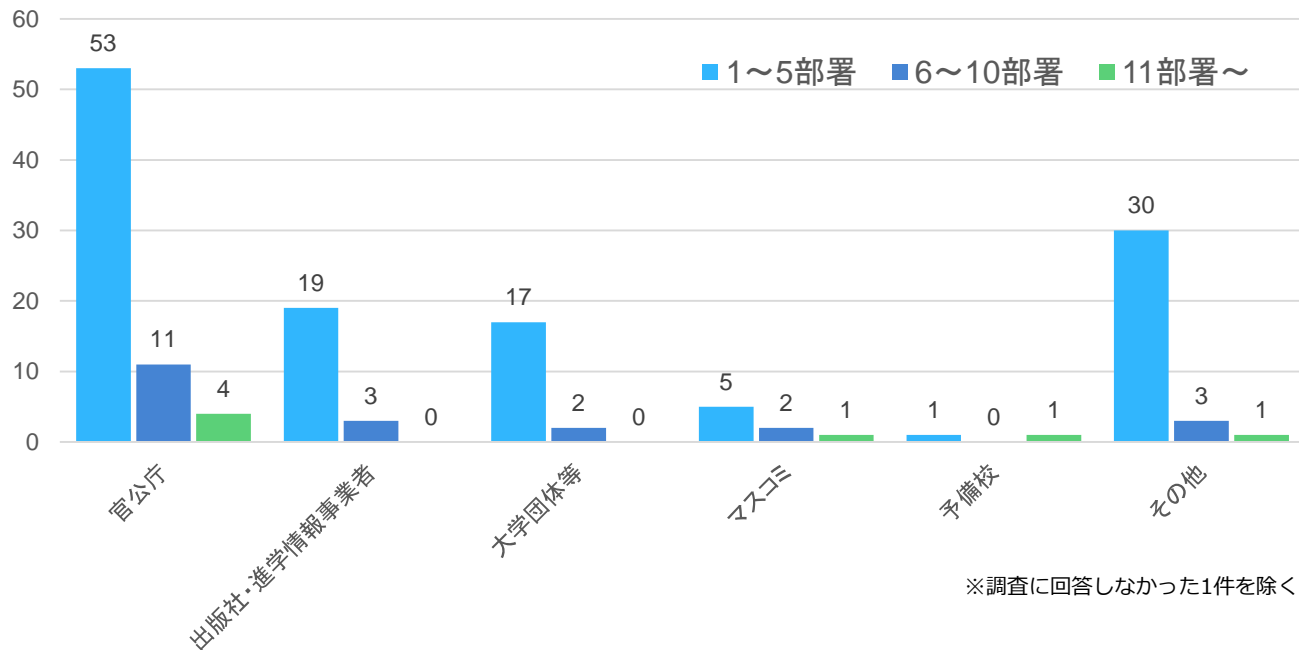
注) 調査の始期と終期の期間の集計なので、必ずしもこの期間すべてで調査業務に従事しているわけではない。



# 3. A大学における調査対応の実態分析

## 4) 依頼元別の調査回答業務の負担分析

図3はA大学が学内の部署に回答を依頼した際の部署数を、依頼元別に集計したものである。



### 分析結果

①多くの調査は学内の1~5部署に依頼して回答している。

②11部署を超えて依頼する調査が計7件ある。この内、官公庁が実施するものが4件と一番多い。これらは調査対応にかかる負担が重いと推測される。

図3 学内の調査依頼部署数（依頼元別）

# 3. A大学における調査対応の実態分析

## 5) 部署別の依頼件数の分析

図4は、A大学が学内の部署に回答を依頼した件数を部署別に集計したものである。A大学では、約50部署へ回答依頼をしていたが、下表では3件以上依頼した部署のみを表示している。

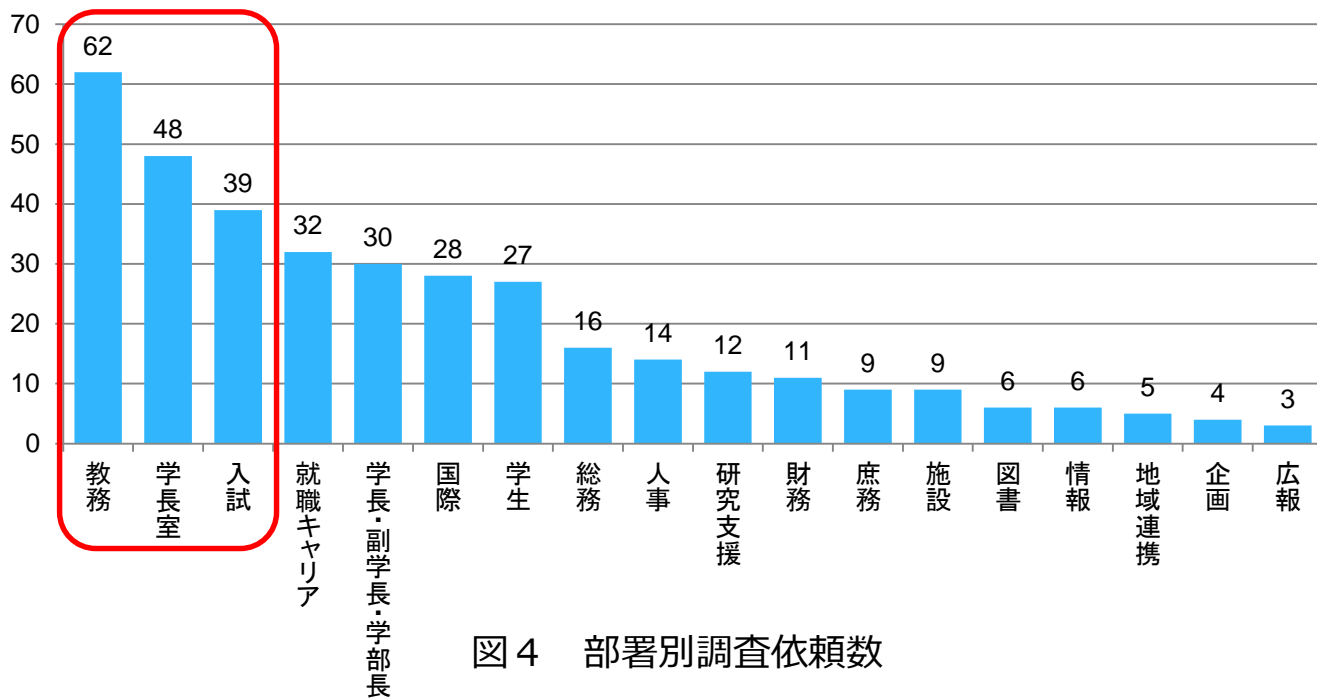


図4 部署別調査依頼数

### 分析結果

①調査依頼数は部署によって偏りが生じている。教務、学長室、入試がトップ3である。

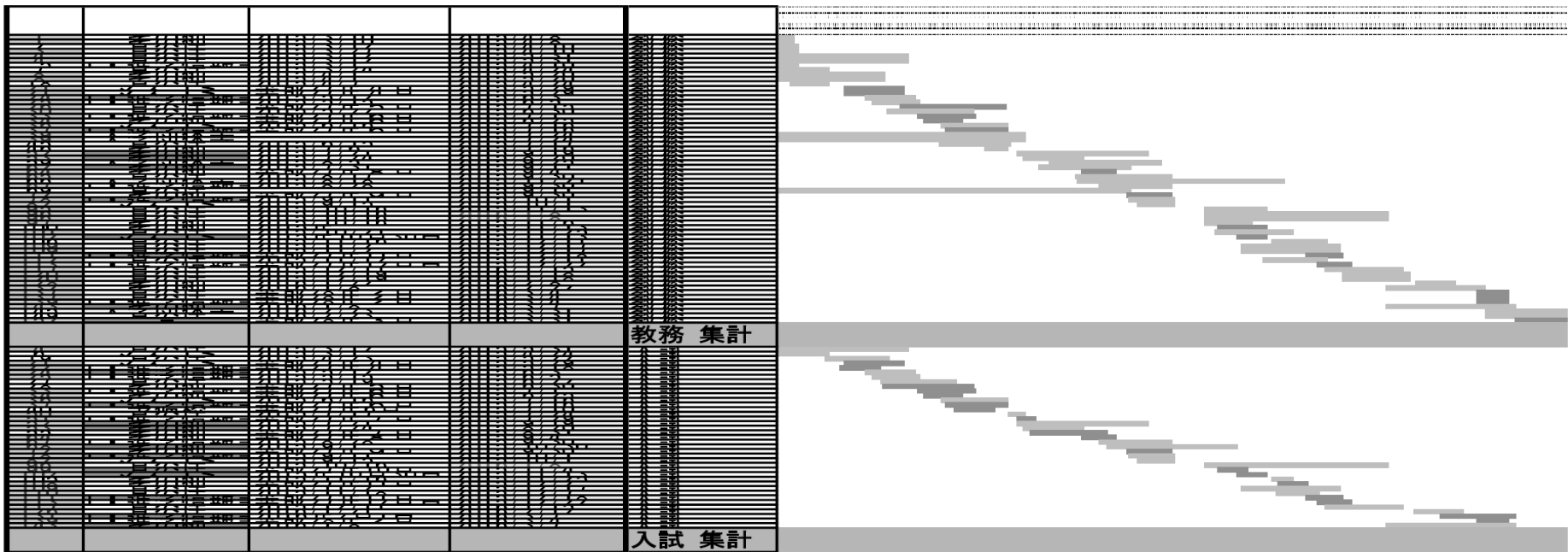
②就職キャリア、国際、学生も調査数は20以上ある。①の結果を踏まえると、学生と接する「現場」部署への依頼数が多い。

# 3. A大学における調査対応の実態分析

## 6) 教務、入試への依頼状況分析

特に調査業務が集中していた教務、入試への依頼状況を再度ガントチャートで表した。

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



# 3. A大学における調査対応の実態分析

## 6) 教務、入試への依頼状況分析②

前頁のガントチャートを日付毎に集計し、図5で表した。

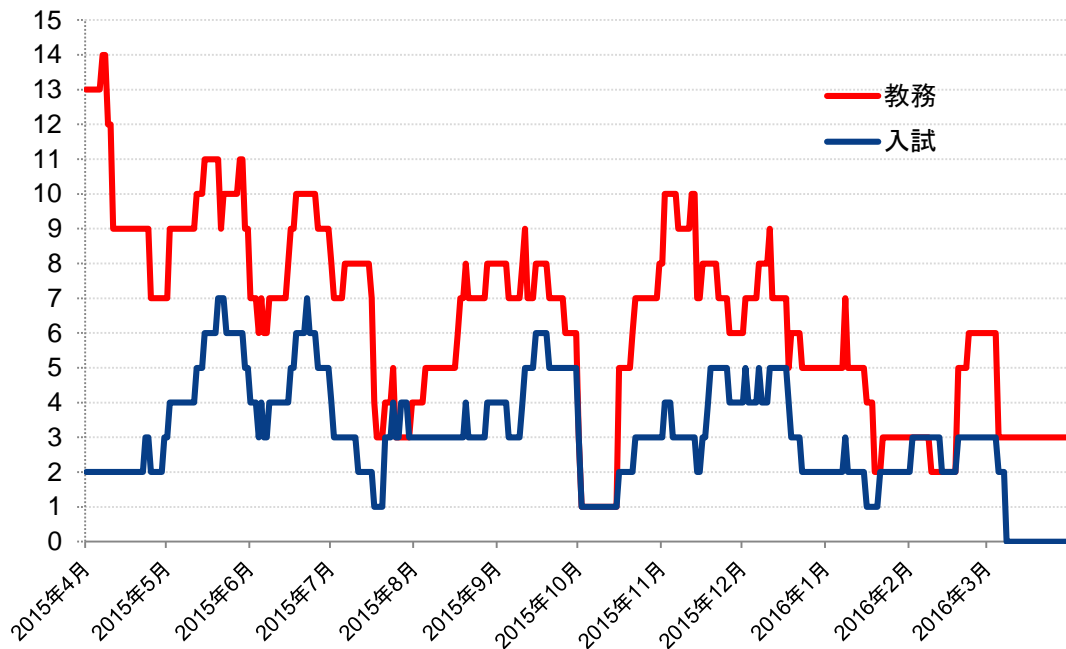


図5 教務、入試への依頼状況 (日付毎)

分析結果

○教務

一般に履修登録や年度の開講等、業務の繁忙期である4月に調査依頼が集中している。

○入試

1年を通して調査依頼がある。入学試験の繁忙期である1月以降は調査依頼が少ない。

○共通

10月はこの2部署に限ると、調査業務の閑散期である。

注) 調査の始期と終期の期間の集計なので、必ずしもこの期間すべてで調査業務に従事しているわけではない。

# 3. A大学における調査対応の実態分析

## (2) 分析結果

A大学における調査対応の実態分析では、次のことが明らかになった。

- ①調査主体別では、その他を除き、官公庁、出版社・進学情報事業者、大学団体等、マスコミ、予備校の順に調査の依頼件数が多い。
- ②調査の繁忙期は9月で、官公庁、大学団体等が多い。  
→大学団体等は学事暦を考慮していることが推察できる。
- ③調査の多くは1～5部署で回答できるものの、うちいくつかは11を超える学内の部署への依頼が必要であり、その後の集計や回答内容の調整を考慮すると、これらの調査回答業務に対する負担は重いと推測される。
- ④調査回答業務の部署別依頼件数では、学長室を除き、教務、入試への依頼が多い。
- ⑤調査回答業務は教務は履修登録等、繁忙期の4月に集中し、入試は1年を通して平均的に調査業務がある。  
→4月は補助金関係の基礎資料、昨年度の実績調査（就職や入試状況）等の調査が見られる。



## 4. 考察

柳浦 (2013:p20)

「説明責任とは、アメリカ高等教育の文脈では、税金の投入された大学は経営の実態に関するデータを社会に公開する義務を負うという意味を持ち、州・連邦政府や認証評価機関、メディアなど、学外からのデータ要求に対して全て回答する義務がある。」

小林 (2014:p.233)

「『大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。』と規定され、法的に情報の公開が義務化されていたが、提供すべき情報の内容については義務化されていなかった。」

「全ての大学等に入学者数や卒業者数、就職者数等の情報を2011年4月からインターネット等で公表することを義務づけるとともに、学生の修得すべき知識・能力の情報も積極的に公表すべきであることとなった。」

# 4. 考察

文部科学省（2011）

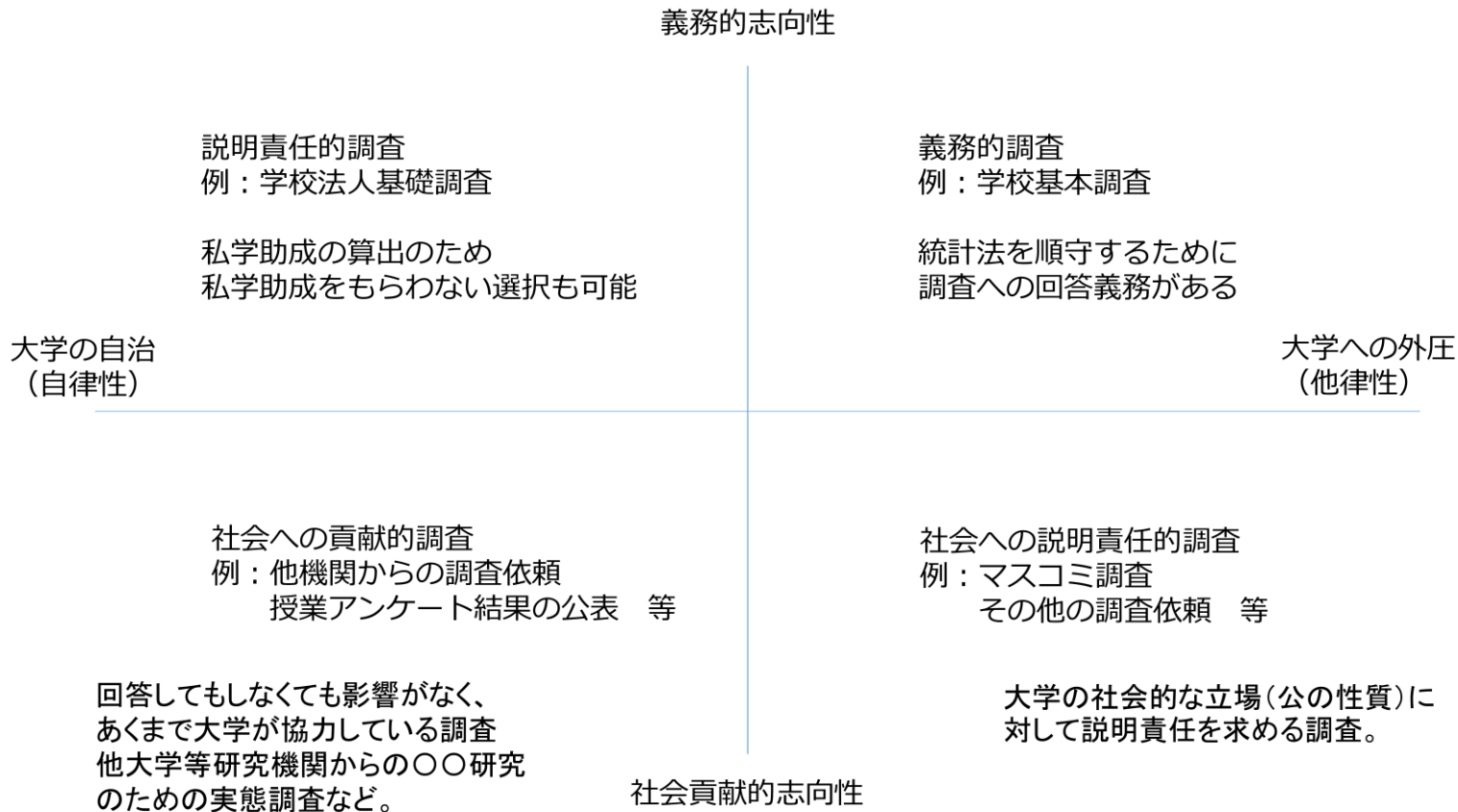
「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」

改正の趣旨

「大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進する」

以上、研究結果と情報公開に伴う負担と説明責任の論点を踏まえて、大学への調査を大学の自治と外圧、義務的と社会貢献的の4象限で分別を試みた。

# 4. 考察



# 5. 今後の課題と提案

## ■ 今後の課題

- ・ 大学は説明責任をどう捉え、どのように果たすべきか検討する必要がある。
- ・ 大学には一定の説明責任はあるものの、調査依頼への負担感は否めない。
- ・ 大学が大学ポートレート等を通して、自律的かつ積極的に情報公開を進めることが重要。
  - 本研究プロジェクトとしては、現状を明らかにすることも、改善を促したり、働きかけたりすることには限界がある。
  - ⇒ 1 大学の事例調査では不十分であるサンプルを可能な限りふやすことが大きな課題。

※ 本研究の分析枠組みで調査実態を明らかにしたい大学関係者の方はぜひお声かけください。

## □ 提案

- ・ 大学への調査対応業務を担う実務担当者と行政関係機関、中間支援組織、マスコミ等の関係者が、CDSを協働的に検討できる機会を開催してはどうか。
  - 例えば、有志のWGチームをたちあげCDSを協働で作り上げていく等。

# 参考文献

浅田尚紀（2011）「教育情報公表の取り組み」、平成23年6月27日大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議（第2回） 配付資料3、p.11

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/44/siryu/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2011/07/01/1307980\\_03.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/44/siryu/__icsFiles/afieldfile/2011/07/01/1307980_03.pdf) 最終参照日：2018年7月29日

小林成光（2014）「大学と情報公開」、桃山法学23号、p.233

藤原僚平・荒木俊博・上畠洋佑（2018）「大学を対象にした調査の現状把握と調査項目の整理－日本版コモンデータセットの開発を目指して－」（大学評価コンソーシアム 継続的改善のためのIR/IEセミナー2018 [セッション1] IR実務担当者セッション発表資料）

[http://iir.ibaraki.ac.jp/jcache/documents/2018/iries2018/files/1-02a\\_fujiwara\\_araki\\_uehata.pdf](http://iir.ibaraki.ac.jp/jcache/documents/2018/iries2018/files/1-02a_fujiwara_araki_uehata.pdf)  
最終参照日：2018年7月29日

文部科学省（2010）「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1294750.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1294750.htm)（確認日2018年7月28日）

柳浦猛（2013）「米国のIRの現在地から日本における実践上の課題を考える」 Between2013 10-11月号、p.20

山本清（2013）「アカウントビリティを考える－どうして『説明責任』になったのか」 NTT出版